

訪問看護ステーションへの薬剤常備について

規制改革推進会議
医療・介護・感染症対策ワーキング・グループ
2022年11月7日
日本看護協会



訪問看護ステーションにおける薬剤利用の現状

- 現行法において、訪問看護ステーションには薬剤を常備することができない。
- 在宅の現場において、患者/利用者の状態に変化があった際には、医師に連絡し指示を受けた上で、看護師が訪問看護ステーションから薬局まで、場合によっては24時間営業の薬局まで、長距離、長時間の移動をして医師の指示に基づく薬剤を入手しなければならず、タイムリーな対応が困難となる事例が生じている。
- 特定行為に関する研修制度を修了し、手順書により医師からの指示があるにも関わらず、薬剤が手元にないため指示を実施できないという矛盾も生じている。

訪問看護ステーションにおいて、 医師の指示はあるが、薬剤等*¹がないために 迅速に対応できず、症状が悪化した事例がある

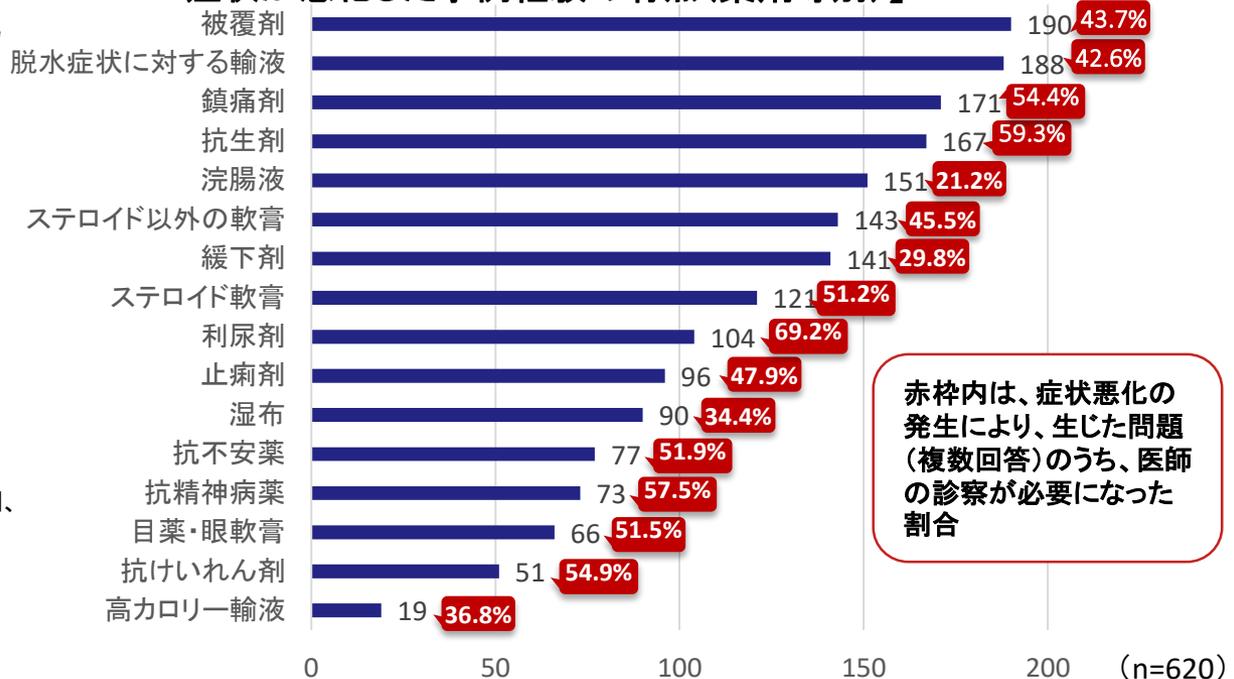
- 訪問看護ステーションの約半数が16の薬剤*¹がないために症状が悪化した事例の経験があると回答
- 薬剤等がないために迅速に対応できず症状が悪化した結果、医師の診察が必要となった場合がある。脱水症状に関する輸液、抗生剤、抗けいれん剤、高カロリー輸液がないことで、入院が必要になった事例もある。
 - また、脱水症状に対する輸液、抗生剤、抗不安薬、抗精神病薬、抗けいれん剤といった投与が特定行為に含まれる薬剤も含まれている。

【医師の指示はあるが16の薬剤*¹がないために、迅速に対応できず、症状が悪化した事例経験の有無(n=620)】

	件数	%
1項目でもあり	301	48.5
全項目でなし	281	45.3
無回答	38	6.1
計	620	100.0

*1 高カロリー輸液、脱水症状に対する輸液、抗生剤、鎮痛剤、緩下剤、浣腸液、止痢剤、利尿剤、抗精神病薬、抗不安薬、抗けいれん薬、ステロイド軟膏、ステロイド以外の軟膏、湿布、目薬(ヒアレインやビタミン剤)・眼軟膏、被覆材

【訪問看護ステーションに薬剤がないために迅速に対応できず症状が悪化した事例経験の有無(薬剤等別)】



訪問看護ステーションによる利用者のニーズに迅速に対応するには解決すべき課題がある

「2019年訪問看護における看護師のケアの判断と実施に関する実態調査」では、

- 利用者の状態が変化し、新たな薬剤の使用が必要と感じた場合の医師との連携（指示や処方箋、薬剤の調達等）に7割以上が困難なことがあると回答
- 利用者の状態が変化し、新たな薬剤の使用が必要と感じた場合の薬剤師との連携（薬剤の調達）に過半数が困難なことがあると回答

訪問看護ステーションの声

- 処方してから届くまでの時間がかかりすぎるので、使いたいものを使いたいときに使えるようにすること。取りに行ったり届けてもらったり、準備まで数日から一週間かかるとその場で出来ない事だらけだと思う。特に傷の管理は傷の状態である程度変更できないと治癒遅延を招き命にかかわることもある。
- 緩和ケアを行う時に薬剤がすぐ届かない（取り寄せ）ことがある。
- 被覆材等褥瘡に関連するものがすぐ届かず翌日まで待たせている状況がある。
- 処方箋がなかなか届かない 薬局の人手不足もある。
- 脱水などの対応に、事前に指示をもらいストックの点滴治療が早めに出れると、家族さんも自宅で病院へ行かなくても同じ治療がしてもらえると満足度が上がる傾向があります。
- 褥瘡処置のための薬や、ちょっとした傷の軟膏（抗生物質）等があれば助かる。
- 脱水に対応する点滴もあれば迅速に、悪化を防げる。
- 低血糖時に静注が必要な場合があり、注射液（ブドウ糖液）の常備があると迅速に対応できる。

特定行為の手順書があるにも関わらず、 タイムリーな対応ができない

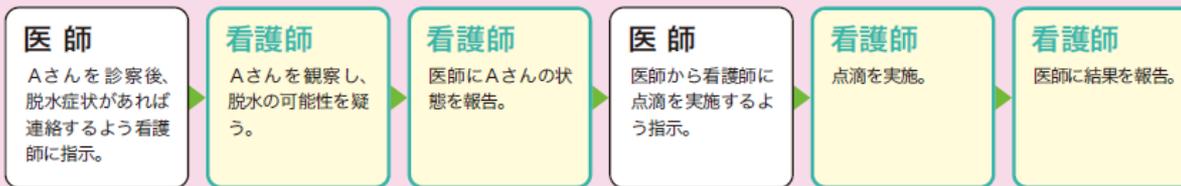
「特定行為に係る看護師の研修制度」は、保健師助産師看護師法に位置付けられた研修制度である。研修を修了した看護師は、患者の状態を見極め、医師が作成した手順書による事前の指示に基づきタイムリーな対応をすることなどが期待されている。

特定行為「脱水症状に対する輸液による補正」の手順書が医師から出されていても、訪問看護事業所には医薬品の保管が認められていないため、脱水症状の際にタイムリーに輸液の投与ができず、**利用者は受診せざるを得ない。**
(恵み野訪問看護ステーションはあと)

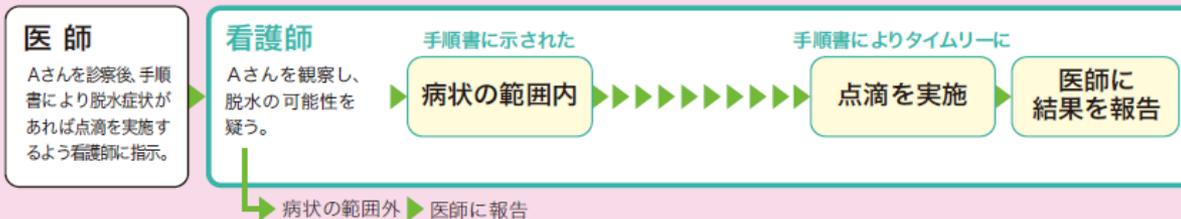
出典：日本看護協会「2018年度NP教育課程修了者の活動成果に関するエビデンス構築パイロット事業・報告書」

特定行為の実施の流れ ▶ 受講前・後でこのように変わります (脱水を繰り返すAさんの例)

特定行為の実施 (研修受講前)



特定行為の実施 (研修受講後)



特定行為に関わる
訪問看護ステーションに
常備が求められる薬剤の例
(2019年調査結果より)

- ・脱水症状に対する輸液
- ・抗生剤
- ・抗不安薬
- ・抗けいれん剤
- ・抗精神病薬など

訪問看護ステーションに薬剤を常備することで、 患者/利用者のニーズによりタイムリーに対応可能

訪問看護ステーションに薬剤を常備することにより、看護師が患者/利用者の状態変化に応じた対応が必要となった際に、医師の指示/特定行為の手順書に基づき、**薬剤を用いた処置を即時実施し、苦痛緩和や重症化予防ができる。**

訪問看護ステーションに常備が求められる薬剤の例

- ・脱水症状に対する輸液
- ・被覆剤
- ・浣腸液
- ・ステロイド以外の軟膏
- ・湿布
- ・緩下剤
- ・ステロイド軟膏
- ・鎮痛剤
- ・止痢剤
- ・抗生剤など

医薬品を入手できる者は、法律により限定されている

医薬品の販売等の相手方として看護職に関連する事項は2つある。

訪問看護ステーションは、常備が必要とする薬剤のうち浣腸液以外は購入・保管することはできず、また、購入したとしても費用を利用者に請求できないため、医療機関の代理で購入する場合以外は、費用が持ち出しとなる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第25条 医薬品の販売業の許可は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める業務について行う。

～(略)～

三 卸売販売業の許可

医薬品を、**薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者その他厚生労働省令で定める者**(第三十四条第五項において「薬局開設者等」という。)に対し、販売し、又は授与する業務

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

(卸売販売業における医薬品の**販売等の相手方**)

第138条 法第25条第3号の厚生労働省令で定める者

一 国、都道府県知事又は市町村長

二 **助産所の開設者**

三 救急用自動車等により業務を行う事業者

四 臓器の移植に関する法律第十二条第一項の許可を受けた者

五 施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等の施術所及び柔整)の開設者

六 歯科技工所

七 滅菌消毒の業務を行う事業者

八 ねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除の業務を行う事業者

九 浄化槽、貯水槽、水泳プールその他これらに類する設備の衛生管理を行う事業者

十 登録試験検査機関その他検査施設の長

十一 研究施設の長又は教育機関の長

十二 医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の製造業者

十三 航空運送事業を行う事業者

十四 船舶所有者

十五 **前各号に掲げるものに準ずるものであつて販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるもの**

【通知】厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法の一部を改正する法律等の施行等について」

助産所で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、臨時応急の手当として助産師が使用することができる輸液等が該当するものであり、これら以外に用いられるものは販売し、又は授与しないこと。

指定訪問看護事業者等で使用する医薬品は、滅菌消毒用医薬品のほか、医師の指示に基づき訪問看護を実施するため、臨時応急の処置や褥瘡の予防・処置として必要な、**グリセリン(浣腸用及び外用に限る。)**、**濃グリセリン(浣腸用に限る。)**、**白色ワセリン**、**オリーブ油**、**生理食塩液**、**注射用水及び精製水**に限定されるものであり、これら以外のものは販売し、又は授与しないこと

現状

- 現行法において、訪問看護ステーションには薬剤を常備することができない。
- 在宅の現場において、患者/利用者の状態の変化があった際には、医師に連絡し指示を受けた上で、看護師が訪問看護ステーションから薬局まで長距離、長時間の移動をして医師の指示に基づく薬剤を入手しなければならず、タイムリーな対応が困難となる事例が生じている。
- 特定行為に関する研修制度を修了し、手順書により医師からの指示があるにも関わらず、薬剤が手元にないため指示を実施できないという矛盾も生じている。



提案：訪問看護ステーションにおける一定範囲の薬剤の常備

意義

- 今後、高齢化がさらに進展し、在宅での看護ニーズが増すことが想定される。
- 訪問看護ステーションに薬剤の常備がないことが国民へのタイムリーな医療提供のボトルネックとなることが想定される。
- 訪問看護ステーションに一定の範囲の薬剤を常備することで、在宅で療養する患者/利用者の状態変化にタイムリーな対応が可能となる。